

イメージデータで提出可能な添付書類 (所得税確定申告等)

イメージデータ（PDF形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

1 次の添付書類については、イメージデータで提出することができません。

① 「給与所得の源泉徴収票」、「医療費の領収書」など、記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる第三者作成の添付書類
記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる第三者作成の添付書類については、「[よくある質問 \(Q&A\)](#)」でご確認ください。

② 「収支内訳書」、「青色申告決算書」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類
電子データにより提出が可能な添付書類については、「[利用可能手続 \(所得税確定申告等\)](#)」でご確認ください。

2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：収用証明書、登記事項証明書など）について、税務署がその内容を確認する必要があるときは、法定申告期限から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

主な項目	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 (租税特別措置法第41条等)	①登記事項証明書 ②請負(売買)契約書の写し ③住宅借入金等の残高証明書(適用1年目のみ) ④補助金等の額を証する書類 ⑤長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ⑥住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書 ⑦検査済証の写し ⑧り災証明書(その写しを含む) など	有 (注)
住宅耐震改修特別控除 (租税特別措置法第41条の19の2) 住宅特定改修特別税額控除 (租税特別措置法第41条の19の3) 認定住宅新築等特別税額控除 (租税特別措置法第41条の19の4)	①住宅耐震改修証明書 ②請負(売買)契約書の写し ③補助金等の額を証する書類 ④登記事項証明書 ⑤増改築等工事証明書 ⑥認定通知書の写し など	有 (注)
肉用牛の売却の特例 (租税特別措置法第25条)	肉用牛の売却証明書	有
収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (租税特別措置法第33条の4)	①収用等証明書 ②公共事業用資産の買取り等の申出証明書 ③公共事業用資産の買取り等の証明書	有

主な項目	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第34条)	特定土地区画整理事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類等	有
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第34条の2)	特定住宅地造成事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類等	有
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第34条の3)	農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当する旨を証する書類等	有 (注)
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (租税特別措置法第31条の2)	譲渡資産に関する証明書等	有 (注)
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (租税特別措置法第31条の3)	売却した居住用財産の登記事項証明書 など	有
被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第35条第3項)	①売却した被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の登記事項証明書 ②被相続人居住用家屋等確認書 ③売買契約書の写し など	有 (注)
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (租税特別措置法第41条の5)	①売却した居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ②買い換えた居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ③買い換えた居住用財産の住宅借入金等の残高証明書 など	有 (注)
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (租税特別措置法第41条の5の2)	①売却した居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ②譲渡資産に係る住宅借入金等の残高証明書(譲渡契約締結日の前日のもの) など	有 (注)

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。